

岩手県医療局管理規程第1号

医療局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年3月28日

岩手県医療局長 法 貴 敬

医療局組織規程の一部を改正する規程

医療局組織規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(主査)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 主査は、上司の命を受け、課又は室の特定の事務を処理する。</p> <p>(病院の組織)</p> <p>第12条 中央病院に診療部、中央放射線部、中央手術部、中央検査部、救急医療部、地域医療支援部、医療研修部、医療情報管理企画部及び医療安全管理部を置く。</p> <p>2～9 [略]</p> <p>10 前2項に掲げるもののほか、大船渡病院、胆沢病院及び久慈病院に中央手術科を、宮古病院、大船渡病院、胆沢病院、北上病院、久慈病院、磐井病院、南光病院、釜石病院及び二戸病院に地域医療科を、宮古病院、大船渡病院、胆沢病院、花巻厚生病院、北上病院、久慈病院、磐井病院、釜石病院、二戸病院及び千厩病院に医療研修科を、磐井病院に医療情報管理科を、南光病院にデイ・ケア科を、磐井病院に緩和医療科を、大船渡病院、久慈病院、南光病院及び一戸病院に臨床心理科を置く。</p> <p>11 前3項に掲げるもののほか、中央病院及び南光病院以外の病院に病理科を、大船渡病院及び久慈病院以外の病院に救急医療科を、それぞれ必要に応じ置くことがある。</p> <p>12～14 [略]</p> <p>15 宮古病院、大船渡病院、胆沢病院、花巻厚生病院、北上病院、久慈病院、磐井病院、南光病院、釜石病院、二戸病院及び千厩病院に医療安全管理室を置く。</p> <p>(病院の分掌事務)</p> <p>第12条の2 [略]</p> <p>2～19 [略]</p> <p>20 事務局の分掌事務は、次のとおり（中央病院の事務局にあっては、第14号に規定する経営分析を除く。）とする。</p> <p>(1)～(22) [略]</p>	<p>(主査)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 主査は、上司の命を受け、<u>部下の職員を指揮監督し</u>、課又は室の特定の事務を処理する。</p> <p>(病院の組織)</p> <p>第12条 中央病院に診療部、中央放射線部、中央手術部、中央検査部、救急医療部、地域医療支援部、医療研修部、医療情報管理企画部、<u>医療安全管理部及び災害医療部</u>を置く。</p> <p>2～9 [略]</p> <p>10 前2項に掲げるもののほか、大船渡病院、胆沢病院、<u>久慈病院及び磐井病院</u>に中央手術科を、宮古病院、大船渡病院、胆沢病院、北上病院、久慈病院、磐井病院、南光病院、釜石病院及び二戸病院に地域医療科を、宮古病院、大船渡病院、胆沢病院、花巻厚生病院、北上病院、久慈病院、磐井病院、釜石病院、二戸病院及び千厩病院に医療研修科を、<u>磐井病院に医療情報管理科を</u>、南光病院にデイ・ケア科を、<u>大船渡病院及び磐井病院に緩和医療科を</u>、大船渡病院、久慈病院、南光病院及び一戸病院に臨床心理科を置く。</p> <p>11 前3項に掲げるもののほか、中央病院及び南光病院以外の病院に病理科を、大船渡病院及び久慈病院以外の病院に救急医療科を、<u>中央病院以外の病院に災害医療科を</u>、それぞれ必要に応じ置くことがある。</p> <p>12～14 [略]</p> <p>15 宮古病院、大船渡病院、胆沢病院、花巻厚生病院、北上病院、久慈病院、<u>遠野病院</u>、磐井病院、南光病院、釜石病院、二戸病院、<u>千厩病院及び一戸病院</u>に医療安全管理室を置く。</p> <p><u>16 南光病院以外の病院に地域医療福祉連携室を、南光病院に地域生活支援連携室を置く。</u></p> <p>(病院の分掌事務)</p> <p>第12条の2 [略]</p> <p>2～19 [略]</p> <p>20 事務局の分掌事務は、次のとおり（中央病院の事務局にあっては、第14号に規定する経営分析を除く。）とする。</p> <p>(1)～(22) [略]</p>

(23) 医療相談事務に関すること。

(24) [略]

(25) [略]

21～35 [略]

第13条 [略]

2 事務局に、必要に応じ、医療相談室を置くことがある。

3 [略]

4 [略]

(科長等)

第16条 [略]

2 栄養管理室及び医療安全管理室に室長を置く。

3 [略]

4 薬剤科、臨床心理科、栄養管理室及び医療安全管理室に、必要に応じ、科次長又は室次長を置くことがある。

5～7 [略]

(事務局長及び事務局次長)

第17条 [略]

2 [略]

3 事務局長は、院長を補佐し、かつ、上司の命を受け、事務局の事務を掌理する。

(23) [略]

(24) [略]

21～35 [略]

36 災害医療部又は災害医療科の分掌事務は、次のとおりとする。

災害医療に関すること。

37 地域医療福祉連携室の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 地域医療機関等との連携に関すること（地域医療支援部及び地域医療科の所掌するものを除く。）。

(2) 医療及び福祉の相談に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、地域医療及び地域福祉に関すること（地域医療支援部及び地域医療科の所掌するものを除く。）。

38 地域生活支援連携室の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 地域医療機関等との連携に関すること（地域医療科の所掌するものを除く。）。

(2) 精神保健福祉の相談に関すること。

(3) 地域生活支援に関すること。

第13条 [略]

2 [略]

3 [略]

(科長等)

第16条 [略]

2 栄養管理室、医療安全管理室、地域医療福祉連携室及び地域生活支援連携室に室長を置く。

3 [略]

4 薬剤科、臨床心理科、栄養管理室、医療安全管理室、地域医療福祉連携室及び地域生活支援連携室に、必要に応じ、科次長又は室次長を置くことがある。

5～7 [略]

8 地域医療福祉連携室及び地域生活支援連携室に、必要に応じ、主任医療社会事業士を置くことがある。

9 主任医療社会事業士の職務については、第10条第2項の規定を準用する。

(事務局長及び事務局次長)

第17条 [略]

2 [略]

3 事務局長は、院長を補佐し、かつ、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、事務局の事務を掌理する。

4 [略]

(課長等)

第21条 [略]

2～5 [略]

6 医療相談室に医療相談室長を置く。

7 医療相談室に、必要に応じ、主任医療社会事業士を置くことがある。

8 [略]

9 [略]

10 [略]

11 [略]

12 医療相談室長の職務については、第10項の規定を準用する。

13 主任医療社会事業士の職務については、第10条第2項の規定を準用する。

14 [略]

15 [略]

16 [略]

別表第2 (第12条関係)

1 [略]

2 岩手県立中央病院以外の病院

病院名	診療科
[略]	
岩手県立大船渡病院	内科、神経内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、第1精神科、第2精神科、小児科、第1外科、第2外科、整形外科、脳神経外科、消化器外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科
[略]	
岩手県立北上病院	内科、精神科、神経内科、第1呼吸器科、第2呼吸器科、消化器科、循環器科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、呼吸器外科、皮膚科、皮膚外科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科
[略]	
岩手県立磐井病院	内科、心療内科、神経内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、皮膚科、

4 [略]

(課長等)

第21条 [略]

2～5 [略]

6 [略]

7 [略]

8 [略]

9 [略]

10 [略]

11 [略]

12 [略]

別表第2 (第12条関係)

1 [略]

2 岩手県立中央病院以外の病院

病院名	診療科
[略]	
岩手県立大船渡病院	内科、神経内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、第1精神科、第2精神科、小児科、第1外科、第2外科、整形外科、脳神経外科、消化器外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、 <u>周産期医療科</u> 、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科
[略]	
岩手県立北上病院	内科、精神科、神経内科、第1呼吸器科、第2呼吸器科、消化器科、循環器科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、呼吸器外科、皮膚科、皮膚外科、泌尿器科、産婦人科、 <u>第1眼科</u> 、 <u>第2眼科</u> 、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科
[略]	
岩手県立磐井病院	内科、心療内科、神経内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、皮膚科、

	ひ尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、第1リハビリテーション科、第2リハビリテーション科、放射線科、歯科、麻酔科
[略]	
岩手県立大東病院	[略]
岩手県立住田病院	内科、外科
[略]	

別表第3（第12条の2関係）

[略]	
大船渡病院	高田病院 <u>住田病院</u>
[略]	

	ひ尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、第1リハビリテーション科、第2リハビリテーション科、放射線科、 <u>がん化学療法科</u> 、歯科、麻酔科
[略]	
岩手県立大東病院	[略]
[略]	

別表第3（第12条の2関係）

[略]	
大船渡病院	高田病院
[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。